

議案第 1 3 号

安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のよう
に改正する。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年安中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条第1項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める職員を含む。）であって、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

第18条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の80」を「100分の68.75」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(安中市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 安中市職員の育児休業等に関する条例（平成18年安中市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第6条第1項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。